

## 大東市地域広場使用料 新料金表 (改定内容)

使用の種類	単位		～R 7	R 8	R 9	R 10～
	数量	期間				
電柱、支柱、支線柱又は支線を設けること。	1本	1年	1,400	—	—	—
第1種電柱	1本	1年	—	2,120	2,330	2,540
第2種電柱	1本	1年	—	3,240	3,570	3,900
第3種電柱	1本	1年	—	4,420	4,840	5,260
第1種電話柱	1本	1年	—	1,890	2,080	2,270
第2種電話柱	1本	1年	—	3,080	3,360	3,630
第3種電話柱	1本	1年	—	4,200	4,600	4,990
その他柱類	1本	1年	—	170	200	230
共架電線その他上空に設ける線類	1m(1本を1mに変更)	1年	—	23	23	23
地下電線その他地下に設ける線類	1m(1本を1mに変更)	1年	—	12	13	14
地上に設ける変圧器	1個	1年	—	1,610	1,920	2,220
地下に設ける変圧器	1m <sup>2</sup>	1年	—	1,040	1,200	1,360
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	—	3,250	3,890	4,530
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設けること。	外径が0.07m未満のもの	1m	1年	—	96	96
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m	1年	—	110	130
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m	1年	—	160	190
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m	1年	—	220	250
	外径が0.2m未満のもの	1m	1年	300	—	—
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	1m	1年	—	410	410
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	1m	1年	—	420	490
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1m	1年	400	—	—
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1m	1年	—	960	960
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの	1m	1年	—	1,040	1,200
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1m	1年	950	—	—
	外径が1.0m以上のもの	1m	1年	1,900	2,110	2,420
地下構造物を設けること。	1m <sup>2</sup>	1年	1,900	1,740	1,740	1,740
郵便差出箱を設けること。	1個	1年	760	1,370	1,640	1,910
公衆電話所を設けること。	1個	1年	1,900	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所に集約		
標識を設けること。	1本	1年	1,500	はり札若しくははり紙をし、広告を表示し、又は標識を設置することに集約。		
工事用板囲、足場、詰所その他工事用材料置場を設けること。	1m <sup>2</sup>	1月	1,000	—	—	—
工事用板囲、足場、詰所その他工事用材料置場を設けること。 (地上を占用するもの)	1m <sup>2</sup>	1月	—	580	580	580
工事用板囲、足場、詰所その他工事用材料置場を設けること。 (上空を占用するもの)	1m <sup>2</sup>	1月	—	290	290	290
はり札若しくははり紙をし、広告を表示し、又は標識を設置すること。	一時的に設けるもの	1m <sup>2</sup>	1月	720	420	500
	その他	1m <sup>2</sup>	1年	7,200	4,640	5,220
						5,790